

海上自衛隊呉史料館(仮称)
整備等事業

事業契約書
(案)
(改訂版)

平成16年11月25日

広島防衛施設局
呉地方総監部

事業契約書

- 1 事業名 海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業
- 2 事業の場所 広島県呉市宝町五丁目32番の土地とする。
- 3 契約期間 自 平成17年3月 日
至 平成26年3月31日
- 4 契約金額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 5 契約保証金 免除
- 6 支払条件 別途事業契約書中に記載のとおり。

上記の海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業について、発注者（以下「甲乙」という。）と選定事業者（以下「丙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者（甲）

住所

支出負担行為担当官

氏名

発注者（乙）

住所

分任支出負担行為担当官

氏名

選定事業者（丙）

住所

氏名

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (目的及び用語の定義)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (本事業の概要)	1
第5条 (事業の場所)	1
第6条 (本件施設の仮称)	2
第7条 (事業日程)	2
第8条 (事業の留意点)	2
第9条 (許認可及び届出等)	2
第10条 (事業者の資金調達)	2
第11条 (入札説明書等の内容変更等)	3
第12条 (監視職員)	3
第13条 (総括代理人)	3
第14条 (代理人に関する措置請求)	4
第15条 (その他)	4
第2章 本件施設の設計	5
第16条 (本件施設の設計)	5
第17条 (第三者による実施)	5
第18条 (関連行政手続)	5
第19条 (設計の変更)	6
第20条 (土地の瑕疵による設計変更等)	6
第21条 (設計の完了)	7
第3章 本件施設の建設工事	7
第1節 総 則	7
第22条 (本件施設の建設)	7
第23条 (施工計画書等)	8
第24条 (第三者による実施)	8
第25条 (工事監理者)	8
第26条 (建設場所の管理)	9
第27条 (本件施設建設工事に伴う各種調査)	9
第28条 (本件施設建設工事に伴う近隣対応)	9
第2節 甲乙による確認	10
第29条 (説明要求等)	10
第30条 (中間確認)	10

第3節 しゅん工等	10
第31条 (しゅん工検査)	10
第32条 (甲乙による本件施設のしゅん工確認)	11
第33条 (甲乙によるしゅん工確認通知)	11
第4節 工期の変更等	11
第34条 (工期の変更等)	11
第5節 損害の発生等	12
第35条 (第三者に対する損害賠償)	12
第36条 (法令変更又は不可抗力による損害)	12
第37条 (履行保証)	12
第6節 引渡し及び所有権の移転	12
第38条 (本件施設の引渡し及び所有権の移転)	12
第39条 (登記)	13
第4章 本件施設の引渡し	13
第40条 (引渡しの遅延)	13
第41条 (かし担保)	13
第5章 本件施設の運営・維持管理	14
第42条 (運営期間)	14
第43条 (運営・維持管理計画の提出)	14
第44条 (運営・維持管理体制の整備)	15
第45条 (従事職員名簿の提出等)	15
第46条 (運営・維持管理業務の実施)	15
第47条 (業務要求水準の充足)	15
第48条 (業務要求水準の変更)	16
第49条 (第三者による実施)	16
第50条 (施設の提供)	16
第51条 (期間終了前の検査)	17
第52条 (運営業務及び維持管理業務にかかるモニタリング、対価の減額等)	17
第53条 (異状部分の修復)	17
第54条 (第三者に及ぼした損害等)	17
第55条 (業務報告)	17
第56条 (報告等)	18
第6章 本事業の対価の支払	18
第57条 (本事業の対価の支払)	18
第58条 (施設整備費相当分の支払時期)	18
第59条 (運営・維持管理費相当分の支払時期)	18
第60条 (支払額の算定方法)	19

第7章 契約期間及び契約の終了	19
第61条 (契約期間)	19
第62条 (契約終了時の事務)	19
第63条 (甲乙による任意解除)	20
第64条 (甲乙の債務不履行等による解除)	20
第65条 (丙の債務不履行等による解除)	20
第66条 (解除の効力)	21
第67条 (損害賠償等)	21
第68条 (解除時の対価等の支払)	22
第69条 (出来形の検査)	22
第70条 (業務の引継ぎ)	22
第71条 (保全義務)	22
第72条 (関係書類の引渡し等)	23
第8章 法令変更	23
第73条 (法令変更への対応)	23
第74条 (協議)	23
第75条 (法令変更による契約の終了)	24
第9章 不可抗力	24
第76条 (不可抗力への対応)	24
第77条 (協議)	24
第78条 (不可抗力による契約の終了)	25
第10章 その他	25
第79条 (事業者の権利義務の譲渡)	25
第80条 (甲乙の承諾が必要な事項)	26
第81条 (事業者の兼業禁止)	26
第82条 (経営状況の報告)	26
第83条 (遅延利息)	26
第84条 (守秘義務)	27
第85条 (著作権等)	27
第86条 (著作権等の譲渡禁止)	27
第87条 (著作権の侵害の防止)	27
第88条 (工業所有権)	28
第11章 保険	28
第89条 (保険加入義務)	28
第12章 協議会	28
第90条 (協議会の設置)	28

第 13 章 雑 則	28
第 91 条 （疑義に関する協議）	28
第 92 条 （金融機関等との協議）	29
第 93 条 （裁判管轄）	29

別紙 1 用語の定義

別紙 2 事業場所

別紙 3 事業日程

別紙 4 保証書の様式

別紙 5 業務報告書の構成

別紙 6 対価の支払について

別紙 7 施設整備費相当分及び運営・維持管理費相当分の支払額の改定について

別紙 8 モニタリング及び対価の減額等

別紙 9 丙が付保する保険

第1章 総則

第1条（総則）

甲乙及び丙は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条（目的及び用語の定義）

- 1 本契約は、甲乙及び丙が相互に協力し本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 本契約において引用符付きで用いられている語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1（用語の定義）において定められた意味を有するものとする。

第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 丙は、本事業が海上自衛隊の有する資料の展示・保存等を通じて、海上自衛隊員の教育（主として新入隊員への動機付け等の基礎的教育）及び広く国民一般等への広報活動により海上自衛隊の活動に対する理解の促進並びに地域との共生に貢献することを目的としていること並びにその公共性を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 甲乙は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

第4条（本事業の概要）

- 1 本事業は、本件施設の設計、建設、運営、維持管理及びこれらにかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成される。
- 2 丙は、本事業を、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に従って遂行しなければならない。
- 3 本契約、入札説明書等及び民間事業者提案の規定に矛盾、齟齬がある場合、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案の順にその解釈が優先する。
- 4 入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存する場合には、甲乙及び丙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。
- 5 丙は、本件土地に本件施設以外の施設を設置してはならない。
- 6 本件施設の仕様は、入札説明書等に従うものとする。
- 7 丙は、本件施設について、譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

第5条（事業の場所）

本事業を実施する場所は、広島県呉市宝町五丁目 32 番の土地とし、別紙2（事業場所）に示すとおりとする。

第6条（本件施設の仮称）

本件施設の仮称は、海上自衛隊呉史料館とし、正式名称は別途定める。

第7条（事業日程）

本事業は、別紙3（事業日程）として添付する日程表に従って実施される。

第8条（事業の留意点）

- 1 丙は、本事業の実施に当たり、契約期間終了後の本件施設の運営、維持管理及び修繕等に要する費用の節減に配慮しなければならない。
- 2 丙は、建築基準法、消防法等の関係法令の規定に適合するよう本事業を実施しなければならない。
- 3 丙は、善良なる管理者としての注意をもって、本契約を履行しなければならない。
- 4 丙は、本事業の実施にあたり、本件施設について発生する損害や増加費用等について、本事業の遂行に支障とならないよう配慮するものとし、また、当該損害や増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

第9条（許認可及び届出等）

- 1 丙は、本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可（本件施設の運営業務及び維持管理業務に関する許認可を含む。以下本条において同じ。）を、自己の責任及び費用負担において取得する。また、丙は、本契約上の義務を履行するために必要となる一切の届出を、自己の責任及び費用負担において作成し、提出する。ただし、甲乙が自ら許認可の取得又は届出等を行う必要がある場合、甲乙が必要な措置を講ずるものとし、当該措置を講ずるため甲乙が丙に対し協力を求めたときは、丙はこれに応じるものとする。
- 2 甲乙は、丙が甲乙に対して協力を求めた場合、丙による前項本文に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について必要な協力をする。
- 3 丙は、第1項本文に定める許認可の取得及び維持に関する責任（許認可の取得遅延及び失効により発生する増加費用を含む。）を負担する。ただし、丙による許認可の取得や届出の遅延等が甲乙の責めに帰すべき事由による場合、甲乙は当該許認可の取得や届出の遅延等に起因する合理的な増加費用を負担しなければならない。

第10条（事業者の資金調達）

- 1 本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関連する一切の費用は、すべて丙が負担し、また本事業に関する丙の資金調達は丙が自己の責任において行う。
- 2 丙が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けるため、甲乙に対する協力要請があった場合には、甲乙はその支援を丙が受けることができるよう、可能な限り協力する。

第 11 条 （入札説明書等の内容変更等）

本契約に別段の定めがある場合を除き、甲乙の提示する入札説明書等の文書又は資料の誤り又は内容の変更に起因して、丙において費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は合理的な範囲内で甲乙が負担するものとする。ただし、丙が当該誤りを知っていた場合又は重大な過失により知り得なかった場合や、当該増加費用や損害を回避できたにもかかわらず回避しなかった場合については、この限りではない。

第 12 条 （監視職員）

- 1 甲乙は、その裁量により監視職員を置くことができる。甲乙が監視職員を置いたときは、本契約締結の日から 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、その氏名を丙に通知するものとする。また、監視職員を変更したときも変更した日から 10 日（休日を含まない。）以内にその氏名を丙に通知するものとする。
- 2 監視職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲乙の権限とされる事項のうち、甲乙が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本事業の適正かつ確実な実施についての丙又は丙の代理人に対する請求、通知、確認、承諾又は協議本契約の義務履行に係る本事業の実施状況の監視
 - (2) 丙の財務状況並びに設計者、改造者、建設者、維持管理者及び運営者との契約内容の監視
 - (3) 丙が作成及び提出した資料の確認
- 3 甲乙は、2 名以上の監視職員を置いた場合に、(i) 前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監視職員の有する権限の内容を、(ii) 前項に定めるもののほかに監視職員に本契約に基づく甲乙の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、丙に通知するものとする。
- 4 第 2 項の規程に基づく監視職員の請求、通知、確認又は承認は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲乙が監視職員を置いたときは、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾、及び解除は、監視職員を経由して行うものとする。この場合においては、監視職員に到達した日をもって甲乙に到達したものとみなす。

第 13 条 （総括代理人）

- 1 丙は、その裁量により総括代理人（自然人に限る。）を置くことができる。丙が総括代理人を置いたときは、その氏名その他必要な事項を甲乙に通知しなければならない。また、総括代理人を変更したときも同様とする。
- 2 総括代理人は、丙による本契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うものとし、本契約に基づく丙の一切の権限のうち、次に掲げる権限を除いた権限について、丙を代理することができるものとする。
 - (1) 契約金額の変更に関する意思表示

- (2) 契約金額の請求及び受領
 - (3) 第 14 条第 1 項の請求の受理
 - (4) 第 14 条第 2 項の決定及び通知
 - (5) 契約の解除に係る権限
 - (6) 甲乙に対する増加費用又は損害賠償の請求及び受領その他甲乙に対する金銭債権に掛かる請求及び受領
- 3 丙は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に代理権を与えず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲乙に通知しなければならない。
- 4 本契約上、総括代理人の責めに帰すべき事由は、丙の責めに帰すべき事由に該当するものとし、丙は総括代理人の行為について、甲乙に対し責任を負う。

第 14 条 (代理人に関する措置請求)

- 1 甲乙又は監視職員は、総括代理人が、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために不相当と認められるときは、丙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 丙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について誠実に対応するものとし、その結果を請求を受けた日から 10 日以内(休日を含まない。)に甲乙に報告しなければならない。
- 3 丙は、監視職員がその職務の執行につき不相当と認められるときは、甲乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内(休日を含まない。)に丙に通知しなければならない。

第 15 条 (その他)

- 1 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 本契約の履行に関して甲乙丙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して甲乙丙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号)に定めるところによる。
- 5 本契約における期間の定めについては、民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)及び商法(明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号)の定めるところによる。

第2章 本件施設の設計

第16条 (本件施設の設計)

- 1 丙は、本契約締結後速やかに、設計から施工、施設の引渡し・所有権移転に至る施設整備等、及び必要な許認可の取得を含む工程を示した施設整備にかかる全体スケジュール表を作成し、甲乙に提出する。
- 2 丙は、本件施設について、本契約締結後速やかに、甲乙と協議の上、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づき基本設計の作成業務を開始し、完成した基本設計につき甲乙に報告する。丙は、基本設計につき甲乙の確認を受けたときは、実施設計の作成業務を開始し、完成した実施設計につき甲乙の確認を受ける。
- 3 丙は、本件施設の設計に関する一切の責任（設計上の不備、誤り及び丙の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）及び費用を負担する。
- 4 甲乙は、丙に対して本件施設の設計の進捗状況に関して適宜報告を求めることができる。
- 5 甲乙は、第2項及び前項の報告及び確認を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない。

第17条 (第三者による実施)

- 1 丙は、本件施設の展示用潜水艦以外の設計を設計者に、展示用潜水艦の設計を改造者に実施させなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、丙は、事前に甲乙の承諾を得た場合に限り、設計者及び改造者以外の者に、本件施設の設計の全部又は大部分を実施させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、丙は、本件施設の展示用潜水艦以外の設計の一部を設計者以外の者に実施させることができる。かかる設計の一部を実施する者の商号、住所その他甲乙が別途定める事項を、甲乙に事前に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、丙は、事前に甲乙の承諾を得た場合に限り、展示用潜水艦の設計の一部を改造者以外の者に実施させることができる。
- 5 丙が本件施設の設計の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて丙の責任及び費用負担において行うものとし、本件施設の設計に関して丙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて丙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、丙が負担するものとする。

第18条 (関連行政手続)

- 1 丙は、自己の責任により、建築基準法による確認申請等、本事業の実施のために必要な法令に定める手続を行わなければならない。
- 2 丙は、甲乙に対し、前項に定める手続について、事前説明及び事後報告を行わなければならない。

第 19 条 （設計の変更）

- 1 甲乙は、必要があると認める場合、丙に対して、工期の変更を伴わずかつ民間事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、本件施設の設計変更を求めることができる。この場合、丙は、当該変更の要否及び丙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲乙に対して 15 日（休日を含まない。）以内にその結果を通知しなければならない。甲乙はかかる丙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、丙に通知する。丙はかかる甲乙の通知に従うものとする。
- 2 前項の規定に従い甲乙の請求により丙が設計変更を行う場合で、当該設計変更が丙の責めに帰すべき事由によらない場合において、当該変更により丙に増加費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の運営業務及び維持管理業務にかかる増加費用を含む。以下、本条において同じ。）が発生したときは、甲乙が当該費用を負担するものとする。この場合、甲乙は、施設整備業務に係る増加費用については、施設整備費相当分に組み入れた上で支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により丙に対して支払い、運営業務又は維持管理業務に係る増加費用については、運営・維持管理費相当分の支払額に算入する。他方、当該変更により施設整備業務、運営業務又は維持管理業務に係る費用の減少が生じたときには第 6 章（本事業の対価の支払）に定める本事業の対価の支払額を減額する。
- 3 丙は、甲乙の事前の承諾を得た場合を除き、本件施設の設計変更を行うことはできないものとする。
- 4 丙は、第 1 項の規定に従い甲乙の請求により設計変更を行う場合で第 2 項の場合に該当しない場合及び甲乙の事前の承諾を得て本件施設の設計変更を行う場合において、当該変更により丙に増加費用が発生したときは、丙が当該費用を負担し、費用の減少が生じたときは、当該費用の減少額に応じて第 6 章（本事業の対価の支払）に定める本事業の対価の支払額を減額する。

第 20 条 （土地の瑕疵による設計変更等）

- 1 甲乙は、本件土地を現状にて丙に対して引き渡す義務を負うほか、以下の各項による場合以外は、本件土地の瑕疵に関する責任を負わない。
- 2 丙は、甲乙が丙に対して本事業の入札手続において提供した本件土地に関する情報及び現場確認の機会（以下本条において土地情報という。）から合理的に推測できる本件土地の瑕疵については、自己の責任及び費用負担をもって、必要な対策を講じなければならない。甲乙は、土地情報から合理的に推測できる本件土地の瑕疵に起因して発生した損害及び増加費用については、何ら負担しないものとする。
- 3 甲乙は、本件施設のしゅん工までに、土地情報から合理的に推測できなかった本件土地の瑕疵に起因して、本件施設の設計変更をする必要が生じた場合、丙は甲乙に対し、設計又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲乙は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。
- 4 甲乙は、前項に基づく変更に起因する本件施設の施設整備業務、運営業務、維持管理業務及び新たな資金調達に伴い発生する合理的な費用を負担するものとし、施設整備業務に係る増加費用については、施設整備費相当分に組み入れた上で支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により丙に対して支払い、運営業務及び維持管理業務に係る増加費用については、

運営・維持管理費相当分の支払額に算入する。他方、当該変更により施設整備業務、運営業務又は維持管理業務に係る費用の減少が生じたときは、第6章（本事業の対価の支払）に定める対価の支払額を減少する。

- 5 第3項の場合、甲乙及び丙は協議の上、しゅん工予定日及び引渡予定日を変更することができる。
- 6 甲乙は、土地情報から合理的に推測できなかった本件土地の瑕疵により、丙に発生した合理的な増加費用及び損害を補償する。
- 7 土地情報から合理的に推測できなかった本件土地の瑕疵に関する甲乙の責任の丙による請求期間は、本件施設の運営業務の開始日から1年間までとする。

第21条（設計の完了）

- 1 丙は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、設計図書をそれぞれ甲乙に提出し、その説明を行わなければならない。設計変更を行う場合も同様とする。この場合において、設計図書の提出は、別紙3（事業日程）の日程表に従うものとする。
- 2 甲乙は、提示された設計図書が本契約、入札説明書等、民間事業者提案若しくは甲乙と丙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書では本契約、入札説明書等、民間事業者提案及び甲乙と丙の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと判断する場合は、丙と協議の上、丙の責任及び費用負担において修正することを丙に対し求めることができる。
- 3 丙は、甲乙からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自己の責任及び費用負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について甲乙に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等を発見した場合も同様とする。
- 4 甲乙は、第2項の修正要求並びに前項の報告及び確認を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない。
- 5 丙が本条に従い提出した設計図書のうち、工事費概算書及び建設工事工程表は、本契約に特に定める場合を除き、甲乙及び丙を拘束するものではない。
- 6 第2項及び第3項に規定する修正の結果、本件施設の引渡しが遅延した場合、第40条第4項の規定を適用する。

第3章 本件施設の建設工事

第1節 総則

第22条（本件施設の建設）

- 1 丙は、入札説明書等、設計図書、民間事業者提案、施工計画書及び建設工事工程表に従い、本件施設建設工事を実施する。丙は、本件施設建設工事の開始に当たっては、甲乙に事前に通知する。

- 2 丙は、本件施設建設工事を完成するために必要な仮設、施工方法その他一切の手段については、設計図書、民間事業者提案等において特に提案されているもののほかは、自己の責任及び費用負担で定めるものとする。
- 3 丙は、本件施設建設工事に必要な工事用電気、水道、ガス等については、自己の費用及び責任において調達しなければならない。

第 23 条 （ 施工計画書等 ）

丙は、本件施設建設工事の着工前に施工計画書（工事全体工程表又は当該部分に係る工程表を含む。）を作成し、甲乙に提出する。

第 24 条 （ 第三者による実施 ）

- 1 丙は、本件施設の展示用潜水艦以外の工事を建設者に、展示用潜水艦の改造工事を改造者に実施させなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、丙は、事前に甲乙の承諾を得た場合に限り、建設者及び改造者以外の者に、本件施設の工事の全部又は大部分を実施させることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、丙は、本件施設の展示用潜水艦以外の工事の一部を建設者以外の者に実施させることができる。かかる工事の一部を実施する者の商号、住所その他甲乙が別途定める事項を、甲乙に事前に通知しなければならない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、丙は、事前に甲乙の承諾を得た場合に限り、展示用潜水艦の改造工事の一部を改造者以外の者に実施させることができる。
- 5 丙が本件施設の工事の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて丙の責任及び費用負担において行うものとし、本件施設の工事に関して丙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて丙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、丙が負担するものとする。

第 25 条 （ 工事監理者 ）

- 1 丙は、本件施設建設工事に着工する前に、自己の費用負担により建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項に定める工事監理者を設置し、設置後速やかに甲乙に対して当該設置の事実を通知するものとする。なお、工事監理業務と本件施設建設工事を同一の企業が実施することはできない。
- 2 丙は、工事監理者に、丙を通じ工事監理の状況を甲乙に毎月報告させるものとし、甲乙が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を、随時行わせるものとする。
- 3 丙は、工事監理者に、甲乙に対して本件施設の完成確認報告を行わせるものとする。
- 4 丙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。
- 5 本件施設建設工事の監理の不備、誤り等、工事監理者の責めに帰すべき事由は、すべて丙が

責任を負うものとする。

第 26 条 （建設場所の管理）

- 1 丙は、本件施設建設工事の実施のため、別途国有財産部局長と丙との間で締結する国有財産無償貸付契約に従い本件土地を現状で引渡しを受けるものとする。
- 2 丙は、本件土地の引き渡しを受けた後、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を管理する。

第 27 条 （本件施設建設工事に伴う各種調査）

- 1 丙が本件土地に関して現地調査を行う場合、自らの責任及び費用負担においてこれを行うものとする。
- 2 丙が行う地形、地質、測量等の現地調査の不備、誤り等によって本事業について生じた増加費用は、丙が負担するものとする。

第 28 条 （本件施設建設工事に伴う近隣対応）

- 1 甲乙が入札説明書等で丙に対して提示する条件に関して生じた住民反対運動や訴訟については、甲乙が責任を負うものとする。
- 2 本契約の契約締結日から本件施設建設工事の着工の日までの間に、丙は、自己の責任と費用負担において、近隣住民等に対し事業計画（第 4 条に定める事項及び内容の計画をいう。以下この条において同じ。）及び工事実施計画（本件施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲乙は、必要と認める場合、丙が行う説明に協力しなければならない。
- 3 丙は、前項の説明に先立ち、丙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲乙に対して説明を行わなければならない。
- 4 丙は、甲乙の事前の承諾を得ない限り、近隣対応の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、甲乙は、丙が更なる適切な対応を行っても近隣住民等の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾するものとする。
- 5 前項の定めにかかわらず、近隣対応の結果、本件施設のしゅん工の遅延が見込まれる場合、甲乙及び丙は協議の上、速やかにしゅん工予定日及び引渡予定日を変更することができる。
- 6 近隣対応の結果、丙に生じた費用（その結果しゅん工予定日及び引渡予定日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、丙が負担するものとする。ただし、入札説明書等において甲乙が丙に提示した条件に直接起因するものについては、相当と認める範囲で甲乙が費用を負担するものとする。
- 7 丙が本条の規定に基づき合理的な近隣対応を実施したにもかかわらず、当該近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難であると甲乙が認めた場合又は民間事業者提案の範囲を超える本件施設の設計変更が必要であると甲乙が認めた場合には、甲乙は、丙と協議の上、本契約を解除することができる。かかる解除については、第 78 条第 2 項及び

第3項の規定を準用する。

第2節 甲乙による確認

第29条（説明要求等）

- 1 甲乙は、本件施設建設工事が設計図書（甲乙と丙との打ち合わせの結果を含む。以下本条において同じ。）に従い行われていることを確認するために、本件施設の建設状況（展示用潜水艦の改造・設置状況を含む。以下本条において同じ。）及び品質管理について、丙に事前に通知した上で、丙又は建設者若しくは改造者に対して説明を求めることができるものとし、また、建設現場において本件施設の建設状況を丙の立会いの上確認することができるものとする。
- 2 丙は、前項の規定する説明及び確認の実施について、甲乙に対して協力を行うとともに、建設者及び改造者をして、甲乙に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の実施の結果、本件施設建設工事が本契約、設計図書若しくは民間事業者提案に従っていないと甲乙が判断した場合又は本契約、設計図書及び民間事業者提案に規定する仕様を満たさないと甲乙が判断した場合、甲乙は、丙に対してその是正を求めることができ、丙は、これに従わなければならない。
- 4 甲乙は丙から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

第30条（中間確認）

- 1 本件施設建設工事が設計図書（甲乙と丙との打ち合わせの結果を含む。以下本条において同じ。）に従い行われていることを確認するために、甲乙は、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。
- 2 中間確認の結果、建設状況が本契約、入札説明書等、設計図書若しくは民間事業者提案に従っていないと甲乙が判断した場合又は本契約、入札説明書等、設計図書及び民間事業者提案に規定する仕様を満たさないと甲乙が判断した場合、甲乙は丙に対してその是正を求めることができ、丙はこれに従わなければならない。
- 3 甲乙は、前2項に規定する中間確認の実施を理由として、本件施設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第3節 しゅん工等

第31条（しゅん工検査）

- 1 丙は、本件施設がしゅん工した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、本件施設のしゅん工検査を行うものとする。
- 2 甲乙は、前項に規定するしゅん工検査への立会いを求めることができる。ただし、甲乙は、かかる立会の実施を理由として何らの責任を負担するものではない。

- 3 丙は、しゅん工検査に対する甲乙の立会いの実施の有無を問わず、甲乙に対して、しゅん工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（以下「建設業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

第 32 条 （甲乙による本件施設のしゅん工確認）

- 1 甲乙は、前条第 3 項の建設業務完了報告書を受領してから 10 日（休日を含まない。）以内に、甲乙、丙、建設者及び工事監理者の立会いの上本件施設のしゅん工確認を行う。確認に際して、丙は、現場説明、施工記録等の資料提供などにより、甲乙に協力しなければならない。
- 2 甲乙は、前項に定めるしゅん工確認により本件施設が入札説明書等、設計図書（甲乙と丙との打ち合わせの結果を含む。以下本条において同じ。）及び民間事業者提案どおりに建設（展示用潜水艦の改造及び設置を含む。以下本条において同じ。）されていると認めるときは、本件施設建設工事の完了の承諾を行わなければならない。
- 3 甲乙は、本件施設が入札説明書等、設計図書及び事業者提案どおりに建設されていないと認めるときは、不備・不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて丙に対しその修補を求めることができる。
- 4 丙は、前項の規定により甲乙から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後、あらためて甲乙のしゅん工確認及び本件施設建設工事の完了の承諾を得なければならない。この場合には、本条第 1 項に掲げる期限の定めは適用せず、丙は速やかに手続を行わなければならない。
- 5 前項に規定する修補の結果、本件施設の引渡しが遅延した場合は、第 40 条第 4 項の規定を適用する。

第 33 条 （甲乙によるしゅん工確認通知）

- 1 甲乙は、本件施設のしゅん工確認を実施した後又は前条第 4 項に定める再しゅん工確認を実施した後、引渡予定日までに、丙に対してしゅん工確認通知を行うものとする。
- 2 甲乙は、前項に規定するしゅん工確認通知を行ったことを理由として、本件施設建設工事及び運営・維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、丙は、その提供する運營業務及び維持管理業務が業務要求水準書に定める水準に満たなかった場合において、甲乙が前項に規定するしゅん工確認通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第 4 節 工期の変更等

第 34 条 （工期の変更等）

甲乙の責めに帰すべき事由又は不可抗力により本件施設のしゅん工の遅延が見込まれる場合には、甲乙及び丙は協議の上、しゅん工予定日及び引渡予定日を変更することができる。

第5節 損害の発生等

第35条（第三者に対する損害賠償）

- 1 施設整備業務において第三者に損害が生じた場合、丙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第89条第2項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲乙の責めに帰すべき理由により生じたもの及び丙が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたものについては、甲乙が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施設整備業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等により第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙がその合理的な範囲の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち施設整備業務の実施につき丙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、丙が負担する。
- 3 甲乙は、第1項本文に規定する損害について第三者に対して賠償した場合、丙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。丙は、甲乙からの請求を受けた場合、速やかに甲乙に支払わなければならない。

第36条（法令変更又は不可抗力による損害）

- 1 法令変更により本件施設に損害が生じた場合は第8章（法令変更）の規定によるものとする。
- 2 不可抗力により本件施設に損害が生じた場合は第9章（不可抗力）の規定によるものとする。

第37条（履行保証）

- 1 丙は、甲乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は丙を被保険者とする履行保証保険契約を設計者、建設者、改造者、工事監理者の全部又は一部の者に締結させなければならない。
- 2 第1項の工事履行保証証券及び履行保証保険の金額は、施設整備費相当分（支払利息相当額を除く。）の10%以上とし、有効期間は本件施設について施設整備期間全体とする。
- 3 丙は、第1項の契約締結後、速やかに第1項の履行保証保険の保険証券の写しを甲乙に提出して、内容の確認を受けなければならない。
- 4 丙は、丙を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合には、保険金請求権に、第67条第2項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲乙のために設定する。かかる質権の設定の費用（対抗要件具備のための費用を含む。）は丙が負担する。

第6節 引渡し及び所有権の移転

第38条（本件施設の引渡し及び所有権の移転）

- 1 丙は、甲乙から本件施設のしゅん工確認通知を受領し、第45条第2項に規定する甲乙の承諾を得て、引渡予定日に（ただし、甲乙の本件施設のしゅん工確認通知が当初のしゅん工予定日より遅延した場合はしゅん工確認後速やかに）、業務要求水準書に記載するしゅん工図書

(完成時の提出書類)とともに本件施設を甲乙に引き渡し、本件施設の所有権を甲乙に取得させなければならない。丙は、本件施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲乙に取得させなければならない。

- 2 丙は、引渡予定日の前日までに、自らの責任及び費用負担において本件施設において展示すべき資料を、各資料が保管されている場所から本件施設内に移動させる。

第 39 条 (登記)

(削除)

第 4 章 本件施設の引渡し

第 40 条 (引渡しの遅延)

- 1 丙は、本件施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、引渡予定日の 30 日前(休日を含む。)までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲乙に通知しなければならない。ただし、第 32 条第 4 項による修補を行う必要から遅延が見込まれる場合は、この限りでない。
- 2 丙は、前項に規定する対応計画において、本件施設の可及的速やかに引渡しを行うための対策及び想定される運営期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲乙の責めに帰すべき事由に起因して本件施設の引渡しが遅延する場合、甲乙は、当該遅延への本件施設に係る対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。かかる増加費用については、甲乙は、本件施設建設工事に係る増加費用については、施設整備費相当分に組み入れた上で支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により丙に支払い、維持管理に係る増加費用については、運営・維持管理相当分の支払額に算入する。
- 4 丙の責めに帰すべき事由によって本件施設の引渡しが遅延する場合、丙は、当該遅延への対応に要する費用を負担する他、引渡予定日から実際に引き渡しを受けた日までの日数に応じ、引渡しの遅延にかかる施設整備費相当分(支払利息相当額を除く。)の金額に年 5%の割合で計算した額を違約金として甲乙に支払わなければならない。この場合において、丙は、当該遅延に起因して甲乙が被った損害額が違約金の額を上回るときは、当該差額分の金銭を甲乙に支払わなければならない。
- 5 本件施設の引渡しの遅延が法令変更に起因する場合は第 8 章(法令変更)の規定による。不可抗力に起因する場合は第 9 章(不可抗力)の規定による。

第 41 条 (かし担保)

- 1 甲乙は、本件施設にかしがあるときは、丙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲乙は修補を請求することができない。なお、展示用潜水艦については、当該かしが丙の責に帰すべき事由により発生した

ものでない場合は、甲乙は丙に対して修補を請求できないものとする。

- 2 本件施設のかしのうち、展示用潜水艦以外の施設に関する修補又は損害賠償の請求は、本件施設の引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、そのかしが丙の故意または重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求は本件施設の引渡しを受けた日から10年間行うことができる。
- 3 本件施設のかしのうち、展示用潜水艦に関する修補又は損害賠償の請求は、本件施設の引渡し後1年以内に、これを行わなければならない。ただし、そのかしが丙の故意または重大な過失により生じた場合、当該請求は本件施設の引渡しを受けた日から10年間行うことができる。
- 4 甲乙は、本件施設が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 丙は、本条の丙の債務を保証する保証書を建設者及び改造者から徴取し甲乙に差し入れる。保証書の様式は、別紙4（保証書の様式）に定める様式による。

第5章 本件施設の運営・維持管理

第42条（運営期間）

本件施設の運営期間の開始期日は、第38条に基づく甲乙への本件施設の所有権移転の日の翌日とし、終了日は、本契約の終了の日とする。

第43条（運営・維持管理計画の提出）

- 1 丙は、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づいて、運営期間中、業務要求水準書に定める水準を満たすために必要な運営業務及び維持管理業務の方法、内容及び予定時期を示す長期運営・維持管理計画を策定し、本件施設の引渡しに先立って甲乙に提出しなければならない。
- 2 丙は、長期運営・維持管理計画に基づき、毎事業年度開始前に当該年度に係る年間運営・維持管理計画（以下、長期運営・維持管理計画とあわせて「運営・維持管理計画」という。）を策定し、甲乙に提出しなければならない。ただし、丙は年間運営・維持管理計画の策定にあたって、必要かつ合理的な範囲で、長期運営・維持管理計画を変更することができる。この場合、丙は、長期運営・維持管理計画の変更箇所を甲乙に示して、変更の理由及び変更内容について説明した上で、当該変更についての甲乙の確認を受けなければならない。
- 3 甲乙は、運営・維持管理計画に関して意見を述べることができる。丙は甲乙の当該意見を尊重し、必要に応じて運営・維持管理計画の見直しを行わなければならない。

第 44 条 （ 運営・維持管理体制の整備 ）

- 1 丙は、運営期間の開始日までに、自己の責任と費用負担において、本件施設の維持管理に必要な能力を有する要員及び資機材を確保し、当該要員に対して、本件施設の運営業務及び維持管理業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。
- 2 丙は、前項に規定する要員及び資機材を確保のうえ研修等その他の維持管理業務の準備を完了し、かつ、運営・維持管理業務仕様書に従って本件施設を維持管理することが可能となった段階で、甲乙に対して通知を行うものとする。
- 3 甲乙は、丙から前項に規定する通知を受けた場合、本件施設等の運営・維持管理体制並びに本件施設及び本件施設内の機器・備品等を確認するために、本件施設の運営・維持管理開始前に、運営・維持管理体制について丙に対して説明を求めるとともに、本件施設の試運営の実施を求め、これに立ち会うことができる。
- 4 前項に規定する説明及び本件施設の試運営は、丙の責任及び費用負担により行うものとする。
- 5 甲乙は、第 3 項に規定する確認の結果、本件施設の運営・維持管理体制が運営・維持管理業務仕様書の条件を満たしていないと判断した場合、丙に対して是正を求めることができる。是正にかかる費用は丙が負担する。

第 45 条 （ 従事職員名簿の提出等 ）

- 1 丙は、運営業務又は維持管理業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を第 38 条による甲乙への本件施設の引渡し及び所有権移転の日までに、甲乙に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。なお、従事職員の名簿については、第 43 条第 2 項に定める運営・維持管理計画に含めることも可能である。
- 2 丙は、業務の遂行に当たり、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を甲乙に提出し、第 38 条による甲乙への本件施設の引渡し及び所有権移転の日までに、甲乙の承諾を得るものとする。なお、これらについては、第 43 条第 2 項に定める運営・維持管理計画に含めることも可能である。
- 3 丙は、配置する従事職員については、消防法第 8 条に基づく防火管理者の資格を取得させるものとする。
- 4 甲乙は、丙の従事職員がその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その事由を明記して、丙に対し交代を請求することができる。

第 46 条 （ 運営・維持管理業務の実施 ）

丙は、運営期間において、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に従い、善良なる管理者の注意をもって、運営業務及び維持管理業務を実施する。なお、甲乙は、本契約に別段の定めがない限り、これにかかる費用を一切負担しないものとする。

第 47 条 （ 業務要求水準の充足 ）

丙は、運営期間中、業務要求水準書に定めるサービス水準を満たすように運営業務及び維持

管理業務を行わなければならない。

第 48 条 （業務要求水準の変更）

- 1 甲乙は、運営期間中に、合理的な理由により、業務要求水準書に定めるサービス水準の変更の必要が生じた場合、丙に対して業務要求水準書の変更を求めることができる。
- 2 業務要求水準書の変更により増加費用が生じた場合には、甲乙が増加費用を負担するものとし、当該増加費用相当額を、運営・維持管理費相当分の支払額に算入するものとする。なお、この場合の支払額の変更については、甲乙丙両者の合意したところによる。
- 3 丙は、運営期間中に、合理的な理由により、業務要求水準書に定めるサービス水準の変更の必要が生じた場合、甲乙に対して業務要求水準書の変更を求めることができる。
- 4 丙は、前項の変更要求を行う場合、甲乙に対して協議の開催を申し出るものとする。甲乙は、丙との協議に速やかに応じなければならない。
- 5 丙は、かかる協議期間中も、運營業務及び維持管理業務を実施しなければならない。
- 6 第 4 項に定める甲乙丙協議の結果、業務要求水準書の変更を行うことにつき協議が成立した場合、業務要求水準書の変更を行う。この場合の支払額の変更については、甲乙丙両者の合意したところによる。
- 7 業務要求水準書の変更が法令変更に起因する場合は第 8 章（法令変更）の規定による。不可抗力に起因する場合は第 9 章（不可抗力）の規定による。

第 49 条 （第三者による実施）

- 1 丙は、運營業務を運営者に実施させ、維持管理業務を維持管理者に実施させなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、丙は、事前に甲乙の承諾を得た場合に限り、運営者又は維持管理者以外の者にその業務の全部又は大部分を実施させることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、丙は、運營業務又は維持管理業務の一部を運営者又は維持管理者以外の者に実施させることができる。かかる運營業務又は維持管理業務の一部を実施させる者の商号、住所その他甲乙が別途定める事項を、甲乙に事前に通知しなければならない。
- 4 丙が運營業務又は維持管理業務の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて丙の責任及び費用負担において行うものとし、運營業務又は維持管理業務に関して丙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、丙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、丙が負担するものとする。

第 50 条 （施設の提供）

- 1 丙は、甲乙が丙に提供する事務室を管理事務室として使用し、業務要求水準書に従い、管理人を常駐させ運営・維持管理に係る管理人事務を実施しなければならない。
- 2 丙は、提供された管理事務室に丙の負担で専用電話（ファクシミリ及び留守番機能付）を設置しなければならない。

- 3 丙は、提供された施設にかかる電話、暖房、電気、ガス、水道及び共益費等の使用料金を負担しなければならない。
- 4 丙は、提供された施設の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担し、甲乙にその費用を請求しないものとする。
- 5 丙は、運営期間が満了したときは、丙の負担で、提供された施設を原状に回復して返還しなければならない。

第 51 条 （期間終了前の検査）

丙は、契約期間の終了の 10 日（休日を含まない。）前までに本件施設の状態を検査し、その結果を甲乙に報告する。

第 52 条 （運営業務及び維持管理業務にかかるモニタリング、対価の減額等）

甲乙は、運営期間中、自己の責任及び費用で、丙が実施する運営業務及び維持管理業務についてモニタリングを行う。かかるモニタリング及び丙の運営業務又は維持管理業務の不履行に対する対価の減額等の手続については、別紙 8（運営業務及び維持管理業務にかかるモニタリング及び対価の減額等）として添付するモニタリング及び対価の減額等による。

第 53 条 （異状部分の修復）

- 1 運営期間中、本件施設の修繕等の必要が生じた場合において、かかる修繕等が第 43 条第 2 項に規定する運営・維持管理計画に含まれるときは、丙は、速やかにその内容及び修繕等の計画を甲乙に通知した上で、自己の責任及び費用で、当該修繕等を実施しなければならない。
- 2 前項の場合において、かかる修繕等が第 43 条第 2 項に規定する運営・維持管理計画に含まれないときは、かかる修繕等については、甲乙は、自己の責任及び費用で対処するものとする。ただし、かかる修繕等の必要が丙の責めに帰すべき事由から生じたときは、前項の定めに従うものとする。

第 54 条 （第三者に及ぼした損害等）

丙は、本件施設の運営・維持管理に起因して運営期間中に第三者に損害（ただし、第 89 条第 1 項に規定のある丙が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲乙の責めに帰すべき理由により生じたもの及び丙が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたものについては、甲乙が負担する。

第 55 条 （業務報告）

- 1 丙は、本件施設の運営業務並びに維持管理業務の実施状況及び業務要求水準書に規定されるその他の事項を記載した業務日誌を作成し、本契約終了のときまで保管しなければならない。

- 2 丙は、甲乙の請求があるときには、業務日誌を甲乙の閲覧に供するものとする。
- 3 丙は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から 10 日（休日を含まない。）以内に、当該月の運營業務並びに維持管理業務の実施状況及び業務要求水準書に規定されるその他の事項を記載した業務報告書を業務日誌に基づいて作成し、甲乙に提出して、履行確認を受けなければならない。
- 4 業務報告書の内容や提出手続き等は、別紙 5（業務報告書の構成）のとおりとする。
- 5 甲乙は、丙から提出を受けた業務報告書を確認し、10 日（休日を含まない。）以内にその結果を丙に通知する。第 57 条第 3 項に従い丙に支払われる対価が減額される場合にはあわせてその旨も通知しなければならない。

第 56 条（報告等）

第 5 章（本件施設の運営・維持管理）に定める丙の甲乙に対する報告、提出及び通知は、業務要求水準書に記載された担当部局又は機関に対してなされるものとする。

第 6 章 本事業の対価の支払

第 57 条（本事業の対価の支払）

- 1 甲乙から丙への本事業の対価の支払額は、施設整備費相当分及び運営・維持管理費相当分に分割して計算するものとする。
- 2 甲乙は、丙に対し、施設整備費相当分の支払としての対価を、第 58 条の規定に従い支払うものとする。ただし、その支払額は、別紙 7（施設整備費相当分及び運営・維持管理費相当分の支払額の改定について）に記載の施設整備費相当分の支払額の改定方法に従い、改定されることがある。
- 3 甲乙は、丙に対し、運営・維持管理費相当分としての対価を第 59 条に規定するとおりに支払うものとする。ただし、その支払額は、別紙 7（施設整備費相当分及び運営・維持管理費相当分の支払額の改定について）に記載の運営・維持管理費相当分の支払額の改定方法に従い、改定されることがある。

第 58 条（施設整備費相当分の支払時期）

甲乙は、運営期間中、施設整備費相当分として、総額金 円を、別紙 6（対価の支払について）に定めるところにより丙に支払う。ただし、本件施設の引渡しが遅延した場合には、各年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。

第 59 条（運営・維持管理費相当分の支払時期）

- 1 甲乙は第 52 条に規定するモニタリングを実施し、丙の運營業務及び維持管理業務が業務要求水準書に定めるサービス水準を満たしていることを確認した上で、別紙 6（対価の支払につ

いて)に定めるところにより運営・維持管理費相当分の対価の支払を行うものとする。

- 2 甲乙は、第 55 条の規定に基づき、業務報告書により履行確認を行い、その結果を丙に通知する。
- 3 甲乙は、4 月から 9 月まで、10 月から 3 月までの、丙の運営業務及び維持管理業務の履行確認及びモニタリングの終了後、当該履行確認及びモニタリングの結果に基づき、減額ポイント及びモニタリングの結果減額の必要がある場合には、減額した後の支払額（別紙 7（施設整備費相当分及び維持管理費相当分の支払の改定について）に基づき対価の改定が行われる場合においては改定後の額）を、丙に対し、9 月、3 月の履行確認終了後 10 日（休日を含まない。）以内に通知する。
- 4 丙は、前項に従い甲乙の支払額の通知を受けたときには、甲乙に対し当該金額の請求書を速やかに送付するものとし、甲乙は、当該請求書の受領後 30 日（休日を含む。）以内に、請求にかかる運営・維持管理費相当分を丙に支払わなければならない。

第 60 条（支払額の算定方法）

運営・維持管理費相当分の支払額は、運営期間中において、業務要求水準書に定めるサービス水準が確保されなかった状況に応じ、別紙 8（モニタリング及び対価の減額等）に規定された方法により減額される。

第 7 章 契約期間及び契約の終了

第 61 条（契約期間）

本契約の契約期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

第 62 条（契約終了時の事務）

- 1 丙は、本契約が終了した場合において、本件土地又は本件施設内に、丙が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（丙から業務を請け負い又は受託した者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは丙は自己の費用及び責任で当該物件等を直ちに撤去し、甲乙の確認を受けなければならない。
- 2 丙は、本契約の全部又は一部が終了する場合には、甲乙又は甲乙の指示する者に、本契約の終了にかかる本件施設の運営業務及び維持管理業務の必要な引継ぎを行わなければならない。
- 3 丙は、事由の如何を問わず、本契約の全部又は一部が終了した場合には、第 55 条の規定にかかわらず、本条第 2 項の業務をすべて終了した上で、業務終了から 10 日（休日を含まない。）以内に、本契約の終了にかかる本件施設の運営業務及び維持管理業務の最終支払対象期間の業務報告書を甲乙に提出し、甲乙の確認を受けるものとする。
- 4 丙の運営業務及び維持管理業務の実施期間（対価の支払のない期間に限る。）が 6 ヶ月（休

日を含む。)に満たない場合には、甲乙は、丙の実施期間に応じて日割りした金額を、運営・維持管理費相当分として丙に支払うものとする。

第 63 条 (甲乙による任意解除)

- 1 甲乙は、本事業の必要がなくなった場合、本件施設の転用が必要となった場合又はその他甲乙が必要と認める場合には、90 日(休日を含む。)以上前に丙に通知することにより、本契約を解除することができる。
- 2 甲乙は、国有財産法(昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号)第 24 条第 1 項の規定により、本契約第 26 条第 1 項に基づき丙と事業場所の使用に関して締結した契約を解除するときは、本契約を解除することができる。

第 64 条 (甲乙の債務不履行等による解除)

甲乙が本契約上の重要な義務に違反し、丙による通知の後、60 日(休日を含む。)以内に当該違反が是正されない場合、又は甲乙の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく丙の重要な義務の履行が不能となった場合、丙は本契約を解除することができる。

第 65 条 (丙の債務不履行等による解除)

- 1 本件施設について丙が次の各号の一に該当するときは、甲乙は、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、設計又は本件施設建設工事に着手すべき時期を過ぎても、設計又は本件施設建設工事に着手せず、甲乙が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、設計又は本件施設建設工事に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により、業務要求水準書に規定する建設工事工程表に記載されたしゅん工予定日から 90 日(休日を含む。)が経過しても、本件施設のしゅん工ができないとき、又はその見込みが明らかでないとき。
 - (3) その責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能又は困難となったとき。
 - (4) 甲乙とグループとの間の平成 年 月 日付け「海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業に関する基本協定書」第 6 条第 1 項各号に掲げるいずれかの事由が発生したとき。
 - (5) 前各号に規定する場合のほか、本契約に違反しその違反により本契約の目的を達することができないと甲乙が判断したとき。
- 2 第 1 項各号及び第 4 項に規定されるもの以外で、丙が本契約上の義務を履行せず、かつ、甲乙が相当の期間を定めて催告してもなお丙が履行しないときは、甲乙は、本契約を解除することができる。
- 3 丙の破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の開始その他これらに類似する手続の開始が申立てられたときは、甲乙は、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲乙は、丙が実施する運営業務又は維持管理業務の水準が業務要求水準に定めるサービス水

準を満たさない場合、別紙 8（モニタリング及び対価の減額等）に規定されるるところに従って本契約を解除することができる。

第 66 条（解除の効力）

- 1 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が解除にかかる本件施設の第 38 条による引渡前であるときは、甲乙は、本件施設の出来形部分の引渡しを受けることができる。
- 2 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が本件施設の引渡後であるときは、甲乙は当該施設の所有権を引き続き保有するものとする。
- 3 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合において、甲乙が第 1 項に定める出来形部分の引渡しを受けないことを選択した場合、甲乙は、丙に対し、本件土地を原状回復するよう請求できる。かかる場合において、第 63 条又は第 64 条の規定により本契約が解除された場合、甲乙がその費用を合理的範囲内で負担するものとし、第 65 条の規定により本契約が解除された場合、丙がその費用を負担するものとする。なお、本契約の解除の原因が法令変更に基づく場合は第 8 章（法令変更）の規定による。また、本契約の解除の原因が不可抗力に基づく場合は第 9 章（不可抗力）の規定による。
- 4 前項の場合において、丙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、甲乙は、丙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を丙に求償することができる。この場合においては、丙は、甲乙の処分について異議を申し出ることができない。

第 67 条（損害賠償等）

- 1 第 63 条及び第 64 条の規定により契約が解除された場合、甲乙は、かかる解除により丙に発生した損害及び合理的な増加費用額を、損害金として丙に支払うものとする。
- 2 第 65 条の各項の規定により契約が解除された場合においては、丙は、次の各号に従い、各号に定める額を違約金として甲乙の指定する期限までに支払わなければならない。
 - (1) 本件施設の引渡前に解除された場合
施設整備費相当分（支払利息相当額を除く。）の総額の10分の1に相当する額
 - (2) 本件施設の引渡後に解除された場合
運営・維持管理費相当分の総額の10分の1に相当する額
- 3 前項第 1 号の場合において、第 37 条の規定により工事履行保証証券による保証が付されているとき又は甲乙を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、甲乙が受領した当該工事履行保証又は履行保証保険に係る保証金又は保険金は、これをもって違約金に充当する。工事履行保証証券による保証が付されている場合において、代替業者による役務の履行がなされたときは、第 2 項の違約金は支払われたものとみなす。
- 4 丙は、第 65 条に基づく解除に起因して甲乙が被った損害額が第 2 項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲乙の請求に基づき支払わなければならない。
- 5 第 63 条又は第 64 条の規定に基づき、契約が解除され、解除に起因して丙において損害が生

じた場合、甲乙は、丙の被った損害を賠償しなければならない。

第 68 条 （解除時の対価等の支払）

- 1 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条によって本件施設の引渡前に本契約が解除された場合、甲乙は、第 69 条による検査を行い、検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。その対価として丙に対し、出来形相当分の金額を、支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により支払う。
- 2 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条によって本件施設の引渡後に本契約が解除された場合、甲乙は、第 69 条による検査を行い、運營業務及び維持管理業務の引継ぎを受けた場合には、施設整備費相当分の残額を、別紙 6（対価の支払について）に規定する解除前の支払スケジュールに従って、丙に支払う。
- 3 前 2 項の場合において、第 63 条又は第 64 条によって本契約が解除された場合、丙は、前 2 項に定める外、当該解除により生じた損害の賠償を甲乙に請求をすることができ、甲乙は、かかる請求金額を支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により、丙に支払わなければならない。

第 69 条 （出来形の検査）

- 1 本件施設の引渡前に本契約が解除された場合、甲乙は、本件施設の出来形部分を検査することができる。この場合において、甲乙は、必要があると認められるときは、その理由を丙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、第 63 条又は第 64 条によって解除された場合は甲乙、第 65 条によって解除された場合は丙の負担とする。

第 70 条 （業務の引継ぎ）

- 1 本件施設の引渡後に本契約が解除された場合においては、丙は、第 2 項及び第 3 項の手續終了後速やかに、運營業務及び維持管理業務を甲乙又は甲乙の指定する者に引き継ぐものとする。
- 2 甲乙は、本件施設の引渡後において、本契約が解除された日から 10 日（休日を含まない。）以内に本件施設の現況を検査しなければならない。この場合において、本件施設に丙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、甲乙は、丙に対しその修補を求めることができる。
- 3 丙は、必要な修補を実施した後速やかに、甲乙に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲乙は、前項の通知を受領後 10 日（休日を含まない。）以内に修補の完了の検査を行わなければならない。

第 71 条 （保全義務）

丙は、本契約解除の通知の日から第 68 条第 1 項による引渡し若しくは第 70 条第 1 項による運營業務及び維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設又はそれらの出来形部分につい

て、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

第 72 条 （関係書類の引渡し等）

- 1 丙は、甲乙に対し、第 68 条第 1 項による引渡し若しくは第 70 条第 1 項による運営業務及び維持管理業務の引継ぎ完了と同時に、設計図書、しゅん工図書（ただし、本契約が本件施設の引渡前に解除された場合、図面等については事業者がすでに作成を完了しているものに限る。）等解除にかかる本件施設建設工事及び修補にかかる書類その他本件施設の建設、運営、維持管理及び保守点検に必要な書類一切を引渡さなければならない。
- 2 甲乙は、第 1 項に従い引渡しを受けた図書等について、本件施設の運営・維持管理のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、丙は、甲乙によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

第 8 章 法令変更

第 73 条 （法令変更への対応）

- 1 甲乙又は丙は、法令変更により、本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、丙に増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、甲乙及び丙は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 丙が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、甲乙は丙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、本事業の対価を減額することができる。

第 74 条 （協議）

甲乙又は丙は、相手方から前条第 1 項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から 180 日以内（休日を含む。）に合意が成立しない場合は、甲乙が法令変更に対する対応方法を丙に対して通知し、丙はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に甲乙又は丙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、本事業に直接影響する法令変更の場合は甲乙が、本事業に直接影響しない法令変更の場合は丙が負担するものとする。ただし、丙の利益にかかる税制度（法人税等）の新設又は改正等の場合は丙の負担とする。

第 75 条 （法令変更による契約の終了）

- 1 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲乙が本事業の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、甲乙は、丙に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、丙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担は、前条の定めによるものとする。
- 3 第 66 条第 1 項、同条第 2 項、第 68 条第 1 項、同条第 2 項は第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、これを準用する。
- 4 第 1 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、甲乙が前項に定める出来形部分の引渡しを受けることを選択せず、甲乙が丙に対し本件土地を原状回復するよう請求した場合で、丙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、甲乙は、丙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を丙に求償することができる。この場合においては、丙は、甲乙の処分について異議を申し出ることができない。

第 9 章 不可抗力

第 76 条 （不可抗力への対応）

- 1 丙は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲乙に通知しなければならない。
- 2 甲乙は、前項の場合、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を丙に通知する。
- 3 第 1 項の場合において、丙は、通知を發した日以降、当該不可抗力により影響を受ける限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、丙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 丙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲乙は丙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、本事業の対価から減額することができる。

第 77 条 （協議）

- 1 甲乙又は丙は、前条第 1 項の場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 180 日（休日を含む。）以内に合意が成立しない場合は、甲乙が不可抗力に対する対応方法を丙に対して通知し、丙はこれに従い本事業を継続するものとする。
- 2 不可抗力により、甲乙又は丙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、

業務要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害もしくは増加費用については丙が負担するものとする。要求水準を満たしているにもかかわらず生じた、損害及び増加費用については、合理的な損害及び追加費用の額が累計でその施設整備費相当分（及び の合計額）の 100 分の 1 に至るまでは丙が負担するものとし、これを超える額については甲乙が負担する。運営期間の業務要求水準書で定めた範囲を超える天災については、年間の合理的な損害及び追加費用の額が年間の運営・維持管理費相当分（ただし、第 57 条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第 52 条による減額を考慮しない金額とする。）に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは丙が負担するものとし、これを超える額については甲乙が負担する。ただし、丙が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、丙が負担する。

- 3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより丙が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が丙の負担する額を超える場合には、当該超過額は甲乙が負担すべき額から控除する。

第 78 条 （不可抗力による契約の終了）

- 1 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲乙が本事業の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、甲乙は、丙に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、丙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、前条第 1 項及び第 2 項の定めによるものとする。
- 3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより丙が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が丙の負担する額を超える場合には、当該超過額は甲乙が負担すべき額から控除する。
- 4 第 66 条第 1 項、同条第 2 項、第 68 条第 1 項、同条第 2 項は第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、これを準用する。
- 5 第 1 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、甲乙が前項に定める出来形部分の引渡しを受けることを選択せず、甲乙が丙に対し本件土地を原状回復するよう請求した場合で、丙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、甲乙は、丙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を丙に求償することができる。この場合においては、丙は、甲乙の処分について異議を申し出ることができない。

第 10 章 その他

第 79 条 （事業者の権利義務の譲渡）

- 1 丙は、事前に甲乙の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。
- 2 丙は、事前に甲乙の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、営業譲渡、解散

その他会社の組織・基礎の変更（定款変更を含む。）をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債等の発行についても、同様とする。

- 3 甲乙は、前2項に定める行為が、丙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲乙の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合その他合理的な理由があると判断する場合には、承諾を与えないことができる。

第80条（甲乙の承諾が必要な事項）

- 1 丙は、甲乙に対する本事業の対価に係る支払請求権又はその他本契約に基づき若しくは本事業に関し甲乙に対して有することとなる一切の権利について、融資機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行うときは、予めその具体的内容を明らかにし、事前に処分又は担保設定等の契約書案を甲乙に提出した上で、甲乙の承諾を得なければならない。
- 2 甲乙が前項の承諾を与える場合、以下の条件を付すこととする。この場合、融資機関その他の第三者は、以下の条件を承諾するものとする。
 - (1) 甲乙は、本契約に基づき本事業の対価を減額することができること、及びその他本事業の対価の支払いを拒否できる抗弁を全ての融資機関その他の第三者に対しても主張することができること。
 - (2) 甲乙が丙に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合、当該請求権相当額を本事業の対価から控除できること。

第81条（事業者の兼業禁止）

丙は、本事業以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に甲乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

第82条（経営状況の報告）

- 1 丙は、年間運営・維持管理計画の中に、翌年度の予算の概要を示さなければならない。
- 2 丙は、本契約の終了にいたるまで、毎事業年度、当該年度の財務書類（商法第281条第1に定める計算書類）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から90日（休日を含む。）以内に、監査報告書とともに甲乙に提出しなければならない。

第83条（遅延利息）

甲乙又は丙が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、甲乙及び丙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条第1項に定める率でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

第 84 条 （守秘義務）

- 1 丙は、本契約の遂行過程で知り得た甲乙の秘密に属する情報を、本契約上の義務を履行するために必要な範囲を超えて第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、本契約上の義務を履行するために必要な者（建設者、改造者又は運営者等）に対しても丙と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。但し、（i）甲乙から受領する以前において、丙が既に保有していた情報又は独自に開発した情報、（ii）甲乙に秘密保持義務を負わない第三者から正当な手段により入手された情報、（iii）その責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報についてはこの限りではない。
- 2 甲乙は、本契約の遂行過程で知り得た丙及び丙の業務を受託し若しくは請け負う者の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。但し、（i）丙から受領する以前において、甲乙が既に保有していた情報又は独自に開発した情報、（ii）丙に秘密保持義務を負わない第三者から正当な手段により入手された情報、（iii）その責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報についてはこの限りではない。
- 3 丙は、改造者に、甲乙との間で、別途甲乙の提示する内容による秘密保持に関する契約を締結させるものとする。

第 85 条 （著作権等）

- 1 本件施設の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、丙は、甲乙に対し、次の各号に掲げる利用行為を承諾する。
 - (1) 本件施設を写真、模画、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (2) 本件施設を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 丙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲乙の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設に丙の実名又は変名を表示すること。

第 86 条 （著作権等の譲渡禁止）

丙は、本件施設にかかる著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 2 章（著作者の権利）及び第 3 章（出版権）に規定する丙の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲乙の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

第 87 条 （著作権の侵害の防止）

- 1 丙は、本件施設が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを、甲乙に対して保証する。
- 2 丙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、丙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 88 条 （工業所有権）

丙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲乙が当該技術等の使用を指定した場合であって丙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲乙は、丙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 11 章 保 険

第 89 条 （保険加入義務）

- 1 丙は、自ら又は建設者をして、別紙 9（丙が付保する保険）に定める保険を付保するものとする。
- 2 丙又は第三者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲乙に提示しなければならない。
- 3 保険事故発生に起因して第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合には、甲乙は、第 68 条第 1 項に定める額から丙の受け取った保険金額を控除した額を、出来形部分の対価として丙に支払うものとする。

第 12 章 協議会

第 90 条 （協議会の設置）

- 1 甲乙及び丙は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。
- 2 甲乙及び丙は、協議会の設置を求められた場合、合理的な理由がなくこれを拒んではならない。

第 13 章 雑 則

第 91 条 （疑義に関する協議）

甲乙及び丙は、本契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

第 92 条 （金融機関等との協議）

甲乙は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、丙に融資を行う金融機関との間で協議を行う。甲乙がこの協議を行う場合、以下の事項等を定める。

- (1) 本契約に関し、事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関への事前通知及び金融機関との協議に関する事項
- (2) 丙の株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関との間で行う事前協議に関する事項
- (3) 金融機関が丙への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての金融機関との間で行う事前協議に関する事項
- (4) 甲乙による本契約の解除に伴う措置に関する事

第 93 条 （裁判管轄）

本契約に関する訴訟は、広島地方裁判所に提起するものとする。

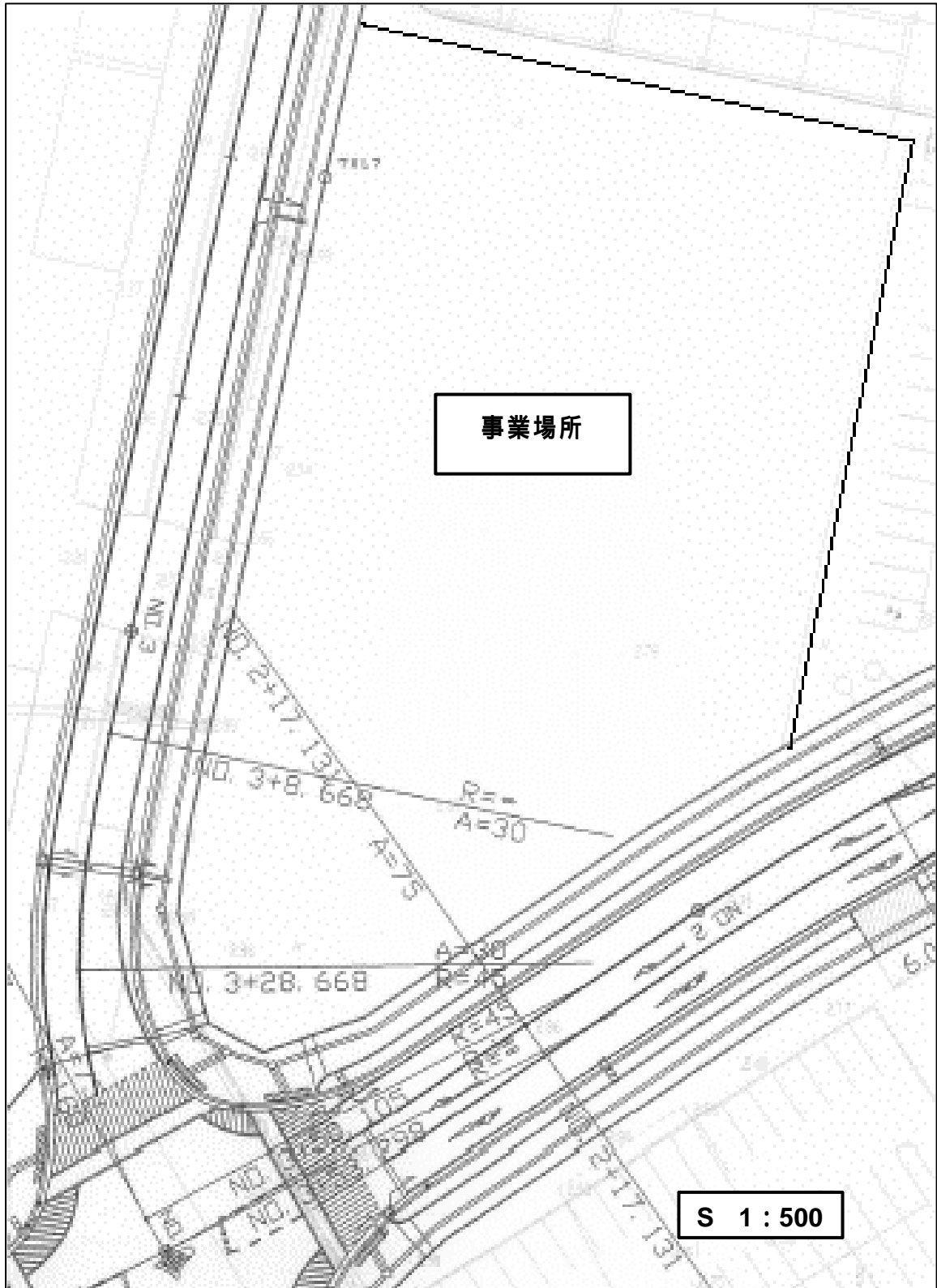
別紙1 用語の定義

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理業務」とは、施設の性能等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務の一切をいい、本件施設に係る維持管理業務、清掃業務、昇降機保守点検業務、消防用設備等保守点検業務、給水設備保守点検業務、外溝の保守点検業務、警備業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務を含む。
- (2) 「維持管理者」とは、維持管理業務を担当する をいう。
- (3) 「運営業務」とは、本件施設の運営業務をいい、常設展示業務、企画展業務、資料の整理・保存業務、館内案内業務、広報業務、警備業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務を含む。
- (4) 「運営・維持管理」とは、運営業務及び維持管理業務の総称をいう。
- (5) 「運営期間」とは、別紙3（事業日程）に定める期間をいう。
- (6) 「運営者」とは、運営業務を担当する をいう。
- (7) 「運営・維持管理費相当分」とは、事業期間中の運営費及び維持管理費の合計であって、総額金 円であるものをいう。
- (8) 「改造者」とは、展示用潜水艦の設計展示用潜水艦の改造工事を担当する をいう。
- (9) 「監視職員」とは、丙による本契約の適正かつ確実な履行を確保するために甲乙の定めるところにより設置する職員をいう。
- (10) 「基本設計図書」とは、業務要求水準書に記載された各図書又はそれらの目的で甲乙の確認を受けたものをいう。
- (11) 「業務要求水準書」とは、入札説明書の別添資料 の業務要求水準書及び第一次審査通過者に対して配布する業務要求水準書（追加分）の総称をいう。
- (12) 「建設者」とは、本件施設建設工事のうち展示用潜水艦の改造工事以外の工事を担当する をいう。
- (13) 「事業期間」とは、本契約の締結日から、第61条に定める契約期間の終了日又は契約期間終了日以前の契約解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- (14) 「事業年度」とは、本契約の契約期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- (15) 「施設整備期間」とは、別紙3（事業日程）に定める期間をいう。
- (16) 「施設整備業務」とは、本件施設の整備等業務をいい、本件施設に係る設計業務及び建設業務（展示用潜水艦の設計及び展示用潜水艦の改造工事を含む。）、資料の移動、基礎等設計のための土質調査業務、工事監理業務、近隣対応・対策業務、電波障害調査・対策業務、本件施設の建設に伴う各種申請等の業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務を含む。
- (17) 「施設整備費相当分」とは、運営・維持管理費相当分を除く本事業の対価の支払額の合計であり、設計費、建設工事費、潜水艦改造費、工事監理費、支払利息相当額、丙の開業準備費

- 等からなり、総額金 円であるものをいう。
- (18)「実施設計図書」とは、業務要求水準書に記載された各図書又はそれらの目的で甲乙の確認を受けたものをいう。
 - (19)「設計者」とは、展示用潜水艦を除く本件施設の設計を担当する をいう。
 - (20)「設計図書」とは基本設計図書及び実施設計図書をいう。
 - (21)「設計変更」とは、甲乙に提出された基本設計図書及び実施設計図書の変更並びに入札説明書等に示された設計条件の追加及び変更をいう。
 - (22)「総括代理人」とは、丙が第13条第2項に定める権限を行使させるために設置する者をいう。
 - (23)「展示用潜水艦」とは、ゆうしお型潜水艦“あきしお”（昭和57年起工、平成16年3月に除籍済み）をいう。
 - (24)「展示用潜水艦の設計」とは、展示用潜水艦の改造工事にかかる設計をいう。
 - (25)「展示用潜水艦の改造工事」とは、展示用潜水艦の改造及び設置にかかる工事をいう。
 - (26)「入札説明書等」とは、甲乙が本事業の入札手続において配布した一切の資料をいう。
 - (27)「引渡予定日」とは、別紙3（事業日程）に定める本件施設の引渡し日又は本契約に基づいて変更された場合には変更された日をいう。
 - (28)「不可抗力」とは、（i）天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、（ii）人災（戦争、テロ、暴動等）（iii）その他甲乙及び丙の責めに帰すことのできない事由をいう。
 - (29)「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。
 - (30)「本件施設」とは、本契約に従い、平成17年4月1日から平成19年3月31日又は本契約に基づいて変更された場合には変更された日までの期間になされる本件施設建設工事により設置される施設史料館及び展示用潜水艦をいう。
 - (31)「本件施設建設工事」とは、本件施設の建設工事（展示用潜水艦の改造工事を含む。）をいう。
 - (32)「本件土地」とは、第5条に規定する本事業の実施場所となる土地をいう。
 - (33)「本事業」とは、海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業をいう。
 - (34)「本事業の対価」とは、施設整備費相当分と運営・維持管理費相当分により構成される、甲乙から丙に対し支払われるべき本事業の対価をいう。
 - (35)「民間事業者提案」とは、丙が本事業の入札手続において甲乙に提出した入札提出書類、及び本事業に関する基本協定書締結までに提出したその他一切の資料をいう。

別紙 2 事業場所 (第 5 条関係)



別紙3 事業日程（第7条関係）

本事業の事業日程は、以下のとおりである。設計図書の提出期日等を含む詳細な日程については、事業者提案により作成する。

表 A-1 事業日程

スケジュール	内 容
選定事業者との事業契約の締結	平成17年3月 日
施設整備期間	平成17年3月 日～平成19年3月31日、または両者の合意する平成19年3月31日以前の日
本件施設引渡し日	平成19年3月31日、または両者の合意する平成19年3月31日以前の日
運営期間	本件施設引渡し日の翌日～平成26年3月31日

別紙4 保証書の様式（第41条関係）

保証書（案）

支出負担行為担当官 殿

[建設者又は改造者]（以下「保証人」という。）は、海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）に関連して、選定事業者が国との間で締結した平成17年3月 日付事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、選定事業者が国に対して負担するこの保証書第1条の債務（以下「主債務」という。）を選定事業者と連帯して、また事業契約終了後は単独で保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、事業契約書第41条に規定する選定事業者の債務を連帯して保証する。

第2条（通知義務）

国は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、国による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行）

- 1 国は、補償債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、国が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。国及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払いを内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、事業契約に基づく選定事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟は、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を国に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

保証人：
代表者

別紙 5 業務報告書の構成

(1) 報告書の内容

1) 業務日報

業務日報は、以下の業務につき業務を実施した日毎に記録する。なお、日報の構成等については、必要に応じて甲乙と丙の間での協議の上、変更することができる。

出入口開扉・閉扉時間
施設利用者概要（来館者数等の報告）
施設内巡回・巡視・点検状況（異状等の有無）
ガス器具等点検結果（ガス器具を設置する場合）
清掃業務実施状況
イベント開催事項
その他特記事項

設備機器の運転日誌、定期点検整備、補修、事故・故障等の記録は別途記録する。

2) 業務報告書（月報）

業務報告書（月報）は、業務項目、月間計画、実施内容・状況、特記事項、改善事項、国の行事等、光熱水量使用状況について、業務責任者名により構成する。実施内容・状況には、下記の事項等を記載する。なお、業務報告書の構成等については、必要に応じて甲乙と丙の間での協議の上、変更することができる。

施設利用状況報告
日常作業報告
定期作業報告
セキュリティその他の報告
機器・部材等の不具合報告
クレーム、依頼事項等報告
その他特記事項

3) 各種点検・保守等報告書

法令及び標準仕様書等に定める構成・書式による。

(2) 提出期限

業務報告書の提出は毎月 1 回とし、提出期限は報告書作成対象月の末日から起算して10日（休日を含まない。）以内とする。

3) 提出先

報告書の提出先は、甲乙が別途定めた本事業の業務要求水準書に記載された担当部局又は機関とする。甲乙の組織変更があった場合には、組織変更後の当該業務を引き継ぐ部署とする。

4) 甲乙の確認通知期限

甲乙が丙から業務報告書を受領した場合、甲乙は10日（休日を含まない。）以内に丙に対して業務確認の結果を通知するものとする。甲乙が期限までに業務確認の結果を丙に対して通知しない場合には、甲乙が業務確認を行ったものと見なす。

別紙 6 対価の支払について(第58条、第59条及び第68条関係)

(1) サービス対価の種類

丙に対して甲乙が支払うサービス対価の種類は、以下のとおりとする。

表 A-2 サービス対価の種類

種 類		含まれる費用			
施設整備費相当分	I	史料館等整備業務に係る対価 (注1)	I -	I のうち割賦元本相当分	史料館施設等の工事費(設計・建設・工事監理、その他経費)、建中金利、開業費、融資組成手数料、その他施設整備に係る初期投資費用と認められる費用、及び公租公課
			I -	I のうち割賦金利相当分	初期投資費用の調達金利等
	II	展示用潜水艦の整備業務及び展示製作等にかかる対価 (注2)	II -	II のうち展示用潜水艦基礎分	展示用潜水艦基礎工事費
			II -	II のうち II - 以外の部分	展示用潜水艦及び展示製作の工事費(設計・建設・工事監理、その他経費)、建中金利、開業費、融資組成手数料、その他施設整備に係る初期投資費用と認められる費用、これに係る金利相当分及び公租公課
運営・維持管理費相当分			運営・維持管理業務の実施にかかる費用		

注1：本件施設整備費のうち、展示用潜水艦の整備費を除く部分の整備に係る対価

注2：本件施設整備費のうち、展示用潜水艦の整備費にあたる部分の整備に係る対価

(2) 対価の支払い方法

1) 施設整備費相当分の支払方法

甲乙は、施設整備費相当分の I - 、I - 、II - 、及び II - のそれぞれについて、当該施設の供用開始から事業期間中に、年1回の割賦方式により全7回に分けて支払う。

甲乙は、丙からの請求手続きを経て、各施設整備費相当分について、平成19年4月を第1回とし、以降、平成25年4月まで、丙から毎年4月に請求書の提出を受けて支払うこととする。

施設整備費相当分(4種共通)の支払いは、以下の手順により行う。

本件施設の完成後、丙は、完工検査の報告を行う。

甲乙は、上記の報告を受けてから 10 日以内（休日を含まない。）にしゅん工確認を行う。建設工事完了の承諾後、丙は甲乙に対して本件施設を引き渡す。

丙は、平成 19 年 4 月を第 1 回とし、毎年 4 月 1 日から 30 日（休日を含む。）以内に甲乙に対して各施設整備相当分の対価の請求書を提出する。

甲乙は、丙からの請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に丙に対して各施設整備費相当分の対価を支払う。

2) 運営・維持管理費相当分の支払方法

甲乙は、運営・維持管理費相当分について、丙の運営・維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、平成 19 年 10 月を第 1 回として、平成 26 年 4 月までの間に年 2 回に分けて、丙から請求を受けて支払うものとする。

運営・維持管理費相当分の支払いは、以下の手順により行う。

丙は甲乙に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に業務報告書を提出する。

甲乙は業務報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、丙にその結果を通知する。

丙は、モニタリングの結果を確認の上、平成 19 年 10 月から毎年 4 月及び 10 月に甲乙に対して請求書を提出する。

甲乙は、丙からの請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に丙に対して運営・維持管理費相当分の対価を支払う。

(3) サービス対価の請求先

各サービス対価支払いの請求先は、以下のとおりとする。

表 A-3 サービス対価の請求先

サービス対価	請求先
施設整備費相当分Ⅰ-	広島防衛施設局
施設整備費相当分Ⅰ-	呉地方総監部
施設整備費相当分Ⅱ-	広島防衛施設局
施設整備費相当分Ⅱ-	呉地方総監部
運営・維持管理費相当分	呉地方総監部

(4) サービス対価の支払スケジュール

サービス対価の支払いスケジュールは、表 A-4～表 A-6 のとおりである。

表 A-4 施設整備費相当分(Ⅰ)の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金額			
		<Ⅰ- > 割賦元本 (消費税抜き)	<Ⅰ- > 割賦金利 (非課税)	<Ⅰ- > 消費税及び 地方消費税相当	合計
1	平成19年4月	円	円	円	円
2	平成20年4月	円	円	円	円
3	平成21年4月	円	円	円	円
4	平成22年4月	円	円	円	円
5	平成23年4月	円	円	円	円
6	平成24年4月	円	円	円	円
7	平成25年4月	円	円	円	円
合計		円	円	円	円

表 A-5 施設整備費相当分(Ⅱ)の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金額			
		割賦元本 (消費税抜き)	<Ⅱ- > 割賦金利 (非課税)	消費税及び 地方消費税相当	合計
1	平成19年4月	Ⅱ- 円	円	Ⅱ- 円	円
		Ⅱ- 円		Ⅱ- 円	
2	平成20年4月	Ⅱ- 円	円	Ⅱ- 円	円
		Ⅱ- 円		Ⅱ- 円	
3	平成21年4月	Ⅱ- 円	円	Ⅱ- 円	円
		Ⅱ- 円		Ⅱ- 円	
4	平成22年4月	Ⅱ- 円	円	Ⅱ- 円	円
		Ⅱ- 円		Ⅱ- 円	
5	平成23年4月	Ⅱ- 円	円	Ⅱ- 円	円
		Ⅱ- 円		Ⅱ- 円	
6	平成24年4月	Ⅱ- 円	円	Ⅱ- 円	円
		Ⅱ- 円		Ⅱ- 円	
7	平成25年4月	Ⅱ- 円	円	Ⅱ- 円	円
		Ⅱ- 円		Ⅱ- 円	
合計		円	円	円	円

表 A-6 運営・維持管理費相当分の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金 額		
		サービス対価 (消費税抜き)	消費税及び地方消費 税相当	合計
1	平成19年10月	円	円	円
2	平成20年 4月	円	円	円
3	平成20年10月	円	円	円
4	平成21年 4月	円	円	円
5	平成21年10月	円	円	円
6	平成22年 4月	円	円	円
7	平成22年10月	円	円	円
8	平成23年 4月	円	円	円
9	平成23年10月	円	円	円
10	平成24年 4月	円	円	円
11	平成24年10月	円	円	円
12	平成25年 4月	円	円	円
13	平成25年10月	円	円	円
14	平成26年 4月	円	円	円
合計		円	円	円

別紙 6 参考：甲及び乙の施設整備費相当分の支払いスケジュール

参考として、甲及び乙の施設整備費相当分の支払いスケジュールを表 A-7 及び表 A-8 に示す。

表 A-7 甲の施設整備費相当分の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金額				合計
		<I - > 割賦元本 (消費税抜き)	<I - > 消費税及び 地方消費税相当	<II - > 割賦元本 (消費税抜き)	<II - > 消費税及び 地方消費税相当	
1	平成19年4月	円	円	円	円	円
2	平成20年4月	円	円	円	円	円
3	平成21年4月	円	円	円	円	円
4	平成22年4月	円	円	円	円	円
5	平成23年4月	円	円	円	円	円
6	平成24年4月	円	円	円	円	円
7	平成25年4月	円	円	円	円	円
合計		円	円	円	円	円

表 A-8 乙の施設整備費相当分の支払いスケジュール

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金額				合計
		<I - > 割賦金利 (非課税)	<II - > 割賦元本 (消費税抜き)	<II - > 割賦金利 (非課税)	<II - > 消費税及び 地方消費税相当	
1	平成19年4月	円	円	円	円	円
2	平成20年4月	円	円	円	円	円
3	平成21年4月	円	円	円	円	円
4	平成22年4月	円	円	円	円	円
5	平成23年4月	円	円	円	円	円
6	平成24年4月	円	円	円	円	円
7	平成25年4月	円	円	円	円	円
合計		円	円	円	円	円

別紙 7 施設整備費相当分及び運営・維持管理費相当分の支払額の改定について
(第57条関係)

(1) 施設整備費相当分の支払額の改定

施設整備費相当分の支払額の改定について、以下のとおり定める。

甲乙又は丙は、本契約の締結日から 12 ヶ月（休日を含む。）経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約書内訳の施設整備費相当分が不適当となったと認めるときは、相手方に対して施設整備費相当分の変更を請求することができる。

甲乙又は丙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残施設整備費相当分（施設整備費相当分対価から当該請求時の出来形部分に相応する施設整備費相当分を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残施設整備費相当分（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残り施設整備費相当分に相応する額を言う。以下同じ。）との差額のうち、変動前残施設整備費相当分の 1000 分の 15 を超える額につき、施設整備費相当分の変更に応じなければならない。

変動前残施設整備費相当分及び変動後残施設整備費相当分は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙及び丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日（休日を含まない。）以内に協議が整わない場合にあつては、甲乙が定め、丙に通知する。

第 1 項の規定による請求は、本改定方法の規定により施設整備費相当分の変更を行った場合、再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「契約締結後」とあるのを、「直前の本改定方法に基づく施設整備費相当分変更の基準とした日」とする。

特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変更を生じ、施設整備費相当分が不適当となったときは、甲乙又は丙は、前各項によるほか、施設整備費相当分の変更を請求することができる。

予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費相当分が著しく不適当となったときには、甲乙又は丙は前各項の規定にかかわらず、施設整備費相当分の変更を要求することができる。

前 2 項の場合において、施設整備費相当分の変更額については、甲乙及び丙で協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内（休日を含まない。）に協議が整わない場合にあつては、甲乙が定め、丙に通知する。

第 3 項及び前項の協議開始の日については、甲乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知しなければならない。ただし、甲乙が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 5 日（休日を含まない。）以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は協議開始の日を定め、甲乙に通知することができる。

(2) 運営・維持管理費相当分の支払額の改定

運営・維持管理費相当分の支払額の改定について、以下のとおり定める。

基本的な考え方

物価変動の判定については、特定の指標を用いることとし、年1回（毎年10月）に見直しを行うこととする。見直し時の指標と前回改定時の指標とを比較し、3.0%以上の変動があった場合、翌年度以降の運営・維持管理費相当分の支払額を改定することとする。

平成19年度の運営・維持管理費相当分

平成17年1月時点の以下に示す指標と平成18年8月の以下の指標とを比較し、3.0%以上の変動がある場合、平成19年度分の運営・維持管理費相当分につき、以下の通り改定する。

表 A-9 平成19年度の運営・維持管理費相当分の改定基準

使用する指標	価格改定の算式
運営業務： 「企業向けサービス価格指数（CSPI）」-労働者派遣サービス （日本銀行調査統計局 物価指数統計月報）	$P_1 = P_0 \times (CSPI_{18} / CSPI_{17})$ ただし、 $ (CSPI_{18} - CSPI_{17}) / CSPI_{17} > 0.03$ P_1 : 改定後の運営・維持管理費相当分 P_0 : 提案における運営・維持管理費相当分 $CSPI_{17}$: 平成17年1月の指標 $CSPI_{18}$: 平成18年8月の指標
維持管理業務： 「企業向けサービス価格指数（CSPI）」-建物サービス （日本銀行調査統計局 物価指数統計月報）	

平成N年度の運営・維持管理費相当分

平成(N-1)年8月時点の以下に示す指標と前回改定時の指標（平成X年8月の指標）とを比較し、3.0%以上の変動がある場合、平成N年度分の運営・維持管理費相当分につき、以下の通り改定する。なお、平成19年度の運営・維持管理費相当分が改定されなかった場合には、その後運営・維持管理費相当分が改定されるまで、平成17年1月の指標を前回改定時の指標と読み替えることとする。

表 A-10 平成N年度の運営・維持管理費相当分の改定基準

使用する指標	価格改定の算式
運営業務： 「企業向けサービス価格指数（CSPI）」-労働者派遣サービス （日本銀行調査統計局 物価指数統計月報）	$P_n = P_{n-1} \times (CSPI_{n-1} / CSPI_x)$ ただし、 $ (CSPI_{n-1} - CSPI_x) / CSPI_x > 0.03$ P_n : 改定後の運営・維持管理費相当分 P_{n-1} : 改定前の運営・維持管理費相当分 $CSPI_x$: 前回改定時の指標（平成X年8月） $CSPI_{n-1}$: 平成(N-1)年8月の指標
維持管理業務： 「企業向けサービス価格指数（CSPI）」-建物サービス （日本銀行調査統計局 物価指数統計月報）	

別紙 8 運営業務及び維持管理業務にかかるモニタリング及び対価の減額等（第52条、第60条、第65条関係）

（1）基本的な考え方

甲乙は、丙が契約において定められたサービスを提供することを条件として、丙に対価を支払う。甲乙が丙にサービス購入料を支払うにあたっては、甲乙が示している運営業務及び維持管理業務（以下「運営・維持管理業務」という。）に対する要求水準の達成レベルについて、次に規定する方法でモニタリングを行う。

甲乙は、丙から提出された業務報告書により、確認を行う。

甲乙は、適宜、立ち入り検査を行い、丙から提出された業務報告書の記載内容、契約の履行状況について確認を行うものとする。

甲乙は、必要に応じて甲乙の費用負担において、施設利用者等に対してアンケート、ヒアリングを行う。その結果、業務報告書の記載内容に疑義が生じた場合、丙と協議するものとする。

甲乙は、丙が運営・維持管理業務の要求水準に抵触していると判断した場合には、丙に対して速やかにかかる業務の補正を指示することができる。また、丙は、運営・維持管理業務の要求水準に抵触していることを認識した場合は、甲乙の注意、改善勧告等を待つことなく、自ら運営・維持管理業務の要求水準抵触の原因を検討し、改善のための計画を立案し、その後の運営・維持管理業務の要求水準抵触を回避し、サービスの質の維持向上を図らなければならない。

（2）運営・維持管理業務が要求水準に抵触している場合の定義

運営・維持管理業務が要求水準に抵触している場合とは、以下に示す 又は の場合をいう。

史料館運営において明らかに重大な支障がある場合

史料館運営において明らかに不具合がある場合

上記 の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 A- 11 史料館運営において重大な支障がある場合の例

業 務	該当する事態の例
運営・維持管理業務共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営業務及び維持管理業務の故意による放棄 ・ 故意に国との連絡を行わない（長期に亘る連絡不通等） ・ 国からの指導・指示に従わない 等
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検の未実施 ・ 故障等（要求水準に示す機能を果たさない）の放置 ・ 不衛生状態の放置 ・ 災害時の未稼働（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生） ・ 安全措置の不備による人身事故の発生 等

上記 の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 A-12 史料館運営において明らかに不具合がある場合の例

業 務	該当する事態の例
運営・維持管理業務共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営・維持管理業務の怠慢 ・ 施設利用者等への対応不備 ・ 業務報告の不備 ・ 関係者への連絡不備 等
設備保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全上必要な修理等の未実施 ・ 業務報告の不備 ・ 関係者への連絡不備 等

(3) 運営・維持管理業務が要求水準に抵触している場合の措置

1) 勧告・注意と減額ポイントの発生

運営・維持管理業務が要求水準に抵触している場合の措置は、以下のとおりとする。

是正勧告及び注意

史料館運営において明らかに重大な支障がある場合には、甲乙は丙に対して是正勧告を行うことができる。また、史料館運営において明らかに不具合がある場合には、甲乙は丙に対して注意を行うことができる。

減額ポイントの発生

甲乙は、モニタリングの結果、丙による運営・維持管理業務が業務要求水準書に定めるサービス水準を満たしていないと判断した場合に、運営・維持管理業務に対応する当月の減額ポイントを以下の基準により発生させ、事業者へ通知する。

表 A-13 減額ポイント

事 態	減額ポイント
史料館運営において明らかに重大な支障がある場合	各項目につき20ポイント
史料館運営において明らかに不具合がある場合	各項目につき2ポイント

2) サービス対価の減額

サービス対価の支払いに際しては、直近6か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従って「運営・維持管理業務に係る対価」の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額を事業者へ通知した上で減額を行う。なお、施設整備業務に係る対価については、モ

ニタリングによるサービス対価の減額は行わない。

表 A- 14 サービス対価の減額

6 か月の減額ポイント 合計	対象業務のサービス購入費の減額割合
120以上	100%減額
102以上120未満	1ポイントにつき0.75%減額(76.5%～90.0%の減額)
82以上102未満	1ポイントにつき0.50%減額(41.0%～50.0%の減額)
42以上82未満	1ポイントにつき0.25%減額(10.5%～20%の減額)
42未満	0%(減額なし)

2) 業務実施者の変更

同一の対象業務において連続して2回の減額措置を経た後、さらに減額ポイントの発生があった場合、甲乙は、丙と協議の上、当該業務の受託者を変更させることができる。ただし、変更にもなって追加費用が生じても、甲乙は負担しない。なお、丙がサービス購入費の支払対象期間の途中に業務を行う者を変更しても、当該対象期間の減額ポイントは消滅しない。

3) 事業契約の解除

同一の対象業務において連続して3回の減額措置が行われた場合、甲乙は6か月以内(休日を含む。)に事業契約を解除することができる。その場合、当該年度に支払うことを予定している当該業務の対価について、履行状況に関して丙と協議の上、甲乙は減額若しくは支払わないものとすることができる。

(4) 免責等

史料館運営において明らかに重大な支障がある場合、史料館運営において明らかに不具合がある場合の状態と認められたとしても、以下の 又は に該当する場合には、丙は措置を講じない。

やむを得ない事由によりそれらの状態が生じた場合でかつ事前に甲乙に連絡があった場合
明らかに丙の責めに帰さない事由によってそれらの状態が生じた場合

別紙 9 丙が付保する保険（第89条関係）

（1）本件施設の整備に係る保険

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：建設工事保険とは、建物の建築工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）

担保範囲：本事業の契約対象となるすべての工事（ただし展示用潜水艦の改造工事を除く）を対象とする。

保険期間：上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者：丙又は建設者とする。

被保険者：丙、設計者、工事監理者、建設者及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、ならびに国を含むものとする。

保険金額：本施設の建設工事費等（消費税を含む。）とする。

免責事項：10万円/1事故以下とする。

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：工事遂行に伴って派生した第三者（国の職員、来客、見学者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

担保範囲：本事業の契約対象となるすべての工事（ただし展示用潜水艦の改造工事を除く）を対象とする。

保険期間：上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者：丙又は建設者とする。

被保険者：丙、設計者、工事監理者、建設者及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）を含むものとする。

保険金額：対人1億円/1名、10億円/1事故以上、対物1億円/1事故以上とする。

免責事項：5万円/1事故以下とする。

輸送保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：展示用潜水艦の輸送中に発生した、輸送目的物の損害を担保する。

担保範囲：展示用潜水艦を対象とする。

保険期間：月日～月日

保険契約者：丙又は改造者とする。

被保険者：丙、改造者及びそのすべての下請負者を含むものとする。

保険金額：円（丙が提案する潜水艦改造費以上とする。）

免責事項：万円/1事故以下とする。（丙が提案する金額とする。）

(2) 運営・維持管理に係る保険

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（国の職員、来客、見学者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲 : 本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間 : 本施設の供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者 : 丙、運営者、維持管理者のいずれかとする。

被保険者 : 国、事業者、運営者、維持管理者及びそのすべての下請負者とする。

保険金額 : 対人 1 億円 / 1 名、10 億円 / 1 事故以上、対物 1 億円 / 1 事故以上とする。

免責事項 : 5 万円 / 1 事故以下とする。